

特定非営利活動法人 日本デフバスケットボール協会
強化委員会規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会（以下「本協会」という。）における代表チームの強化および競技力向上を推進するため、強化委員会の設置、組織、運営等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（設置）

本協会は、代表チームの強化方針の立案、代表監督、スタッフ等の選任、競技力向上に関する業務を担う機関として、強化委員会を設置する。

第2章 業務

第3条（業務）

強化委員会は、次の業務を行う。

1. チームリーダーおよび代表監督の候補者の選考・推薦
 2. スタッフ（コーチ、トレーナー等）構成方針の策定・推薦
 3. 代表選手の選考方針および基準の策定
 4. 育成・強化に関する中長期的計画の策定・評価
 5. 手話・視覚的配慮を踏まえた競技環境整備の検討（チームリーダーと連携して検討を進める）
 6. 関連団体との調整および連携に関する事項
- ※ただし、合宿、遠征、強化試合等の具体的な企画・調整はチームリーダーが主に担当し、強化委員会は必要に応じて支援・助言を行う。
7. その他、強化に関して理事会が必要と認めた事項

第3章 組織

第4条（構成）

強化委員会は、次に掲げる委員により構成される。

- ・強化委員長（1名）
- ・副委員長（1名）
- ・委員（若干名）

強化委員長、副委員長、委員は、理事、外部有識者、当事者理解者（※）等から構成される。選任に際しては第14条を参照する。

強化委員会は、チームリーダー、監督、コーチ、トレーナー等の現場関係者から意見を聴取し、助言を求めることができる。

※「当事者理解者」とは、聴覚障害者に対する理解や支援に関する知識・経験を有する者をいう。

第4章 強化委員長および委員の選任・解任

第5条（強化委員長の選任）

強化委員長は、理事会の推薦または選考により候補者を定め、理事会の承認をもって選任される。強化委員長は、チームリーダーその他の職務を兼任することができる。

第6条（委員の選任）

1. 副委員長を含む委員は、強化委員長が候補者を推薦し、理事会の承認を経て選任される。
2. 選任にあたっては、競技の専門性、聴覚障害者への理解、協調性、倫理性等を総合的に勘案するものとする。
3. 外部有識者または当事者理解者を1名以上含めることが望ましい。

第7条（解任）

強化委員長、副委員長、委員が次のいずれかに該当すると理事会が判断した場合、理事会は当該者を解任することができる。

1. 職務上の重大な過失、ハラスメント、規程違反または法令違反が認められたとき
2. 当協会の信用を著しく損なう行為があったとき
3. 強化委員会の円滑な運営を妨げる事情があると認められたとき
4. 差別行為、その他社会的に不適切とされる行為が疑われ、理事会において調査・聴取の結果、継続が困難と判断されたとき

第5章 人事選考に関する方針

第8条（人事の推薦および選考）

強化委員会は、代表チームの運営責任者であるチームリーダー候補者および代表監督候補者を選考し、理事会に推薦する。

1. チームリーダーが選任された後は、監督と協議のうえ、スタッフ（コーチ、トレーナー等）の構成案を作成し、強化委員会を経て理事会に推薦する。
2. 選手の選考は、強化委員会の定める基準に基づき、監督が主導し、強化委員会と連携して整理・確認のうえ、理事会に推薦する。
3. すべての人事は、理事会の承認をもって決定する。

第6章 会議運営

第9条（開催）

1. 強化委員会は、年2回以上定期的に開催し、必要に応じて臨時会議を開く。
2. 会議の招集は強化委員長が行い、議長を務める。

第10条（議事録）

強化委員会の会議については議事録を作成し、協議の経過および結論を記録する。議事録は、強化委員会内の適任者が作成し、強化委員長の確認を経て理事会に報告する。

第7章 任期および倫理

第11条（任期）

1. 強化委員長、副委員長、委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条（倫理）

1. 強化委員長、副委員長、委員は、当協会の倫理規程を遵守し、公平・誠実に職務を遂行する。
2. 差別、ハラスメント、暴力等の不適切な行為を一切行ってはならない。以下に例示するが、これに限らない。
 - ① 出身地、障害、性別、性的指向、宗教、信条等を理由とする差別的発言や態度
 - ② 肉体的・精神的・言語的なハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントを含む）
 - ③ 威圧的または侮辱的な言動
 - ④ 指導の名を借りた不必要な身体的接触や暴力行為
 - ⑤ SNSやその他の媒体を利用した名誉毀損、誹謗中傷、嫌がらせ等
3. 聴覚障害者の文化的背景への理解と配慮を常に心がけること。
4. 違反があった場合、理事会は必要な措置（注意・警告・解任など）を講じることができる。

第13条（秘密保持）

1. 強化委員長、副委員長、委員は、在任中および退任後にかかわらず、業務上知り得た機密情報を外部に漏らしてはならない。
2. 秘密保持義務に違反した場合は、当協会の規程に従って処分を行う。

第8章 利害関係の定義および取扱い

第14条（利害関係および関与制限）

1. 本規程において「利害関係または密接な関係を有する者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 三親等以内の親族
 - ② 現在または過去2年以内に、雇用・業務委託・役職等の関係により、継続的な金銭的支援や指揮命令関係にあった者
 - ③ その他、独立した判断が困難と認められる程度に強い人的または経済的関係を有する者
2. 理事、強化委員長、副委員長、委員、チームリーダー、代表監督、スタッフが、当該人事または当該者に関し第1項に該当する関係にある場合、選考・推薦・議決・承認等の意思決定には関与してはならない。
3. 前項に該当する者は、当該議案に関する議決権を行使できず、必要に応じて審議からも除外される。

附則（施行期日）

1. この規程は、令和7年8月4日より施行する。
2. この規程の改正についても、理事会の承認を必要とする。